



●福祉保健委員会所管

感染症対策について

◆福田妙美 委員 では、これから公明党の質問をしてまいります。

まず初めに、感染症対策について伺います。

毎年十二月が発症ピークのノロウイルスは、感染力の強さと一般的な消毒では効果がないということから、集団感染などの原因にもなっております。私が思い出すのは、平成十八年十二月、豊島区のホテルでのノロウイルスが原因となる四百三十六名の集団胃腸炎です。嘔吐物の処理が不十分であったため、乾燥した通路のじゅうたんに付着したウイルスが飛散をし、廊下を歩くことで多くの人が経口感染をしたとのこと。最初の嘔吐物の処理が適切に行われていれば、被害を最小限にできた事件でした。まさにノロウイルスの感染力の強さとウイルスの不活化の難しさがあらわになった出来事です。

昨年十一月二十日付で厚生労働省から各自治体の保健所にノロウイルスによる感染性胃腸炎が急増するシーズンに備え、手洗いの徹底やふん便、吐物の適切な処理などの感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたしますとのお知らせが出されています。

ここで質問をいたします。区では、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の対応策はどのように実施されているのでしょうか、お聞かせください。

◎長嶺 感染症対策課長 公共施設におけるノロウイルス対策について、保健所といたしましては、毎年流行が始まる前に、保育園、区内高齢者施設など、集団感染が発生しやすい施設の職員を対象に、感染症対策セミナーを開催しており、吐物の処理の仕方や消毒の方法なども含めた研修を実施しております。また、施設等からの相談などにも応じ、感染蔓延防止の助言を行うとともに、状況に応じて訪問指導も行ってまいります。そのほか、各公共施設所管に対し、当課作成のマニュアル及び啓発ポスター等の配布により、公共施設内での感染予防の徹底を依頼してまいりました。

◆福田妙美 委員 今御答弁をいただきましたけれども、区では、感染症状が重篤化しやすい年代の方が多くいる施設に対しては対策がしっかり行われている様子がうかがわれますが、区が管理しています公共施設へは研修などは実施をしておられない様子で、マニュアルや啓発ポスターの配布にとどまっているとのこと。これで感染拡大防止対策の行動につながるのでしょうか。

昨年十二月中旬の夜間ですけれども、世田谷区民ホールで行われたイベントに参加をしていたときのことで、トイレで嘔吐をされた方がいるとの連絡が会場内にいる私のもとに入りました。トイレに駆けつけ、ほかの利用者がいないことを確認し、立ち入りを禁止にし、管理事務所に向かいました。嘔吐後の消毒をしたいのですが、次亜塩素酸はありますかと聞いても反応がありませんでしたので、台所の流しに行き、次亜塩素酸が入ってい



る漂白剤を見つけ、適切な濃度に希釈をし、消毒してまいりました。私は病院で勤務をしていた時代にノロウイルスの検査をしていた経験上、消毒は日常の業務でもありましたので、ちゅうちょをせず行動に移すことができました。

このような場面に遭遇したときに、迅速で適切な対応こそが感染拡大を防止します。世田谷区民ホールは区内でも収容人数の多い公共施設です。不特定多数の多くの方が日曜、祭日、夜間も利用されます。社会構造の変化により、高齢者の層が多くなっていることも考えると、感染対策はあらゆる場面を想定して、命を守る対策を実施すべきと考えます。

ここで質問をいたします。多くの区民が利用する公共施設での感染対策は、今後どのように徹底していくのでしょうか、お聞かせください。

◎長嶺 感染症対策課長 今回、一部対応が不十分な状況が発生しましたため、取り急ぎ、各部庶務担当課長宛てに区内における集団感染の予防について対応を依頼いたしました。また、今後、庁内各部に指示をいたしまして、各施設の処理セットの設置の徹底を求めてまいります。夜間、休日を含め、従事する職員誰もが吐物周囲に近寄らないよう区民に注意をするなど、初期対応から清掃、消毒まで、迅速に処理ができるよう研修を実施し、周知徹底を図ってまいります。

◆福田妙美 委員 今対応をされたということですがけれども、御答弁いただきまして、けれども、本当に現場で対応ができなくては全く意味がないと思います。

世田谷区健康づくり推進条例の第十八条の三にも、区民、地域団体及び事業者の協力を得て健康危機——これは感染ですけれども、こういった発生の予防に努めるとともに、健康危機の発生時には被害の拡大を防止する等の適切な措置をとることというふうになっております。

実は世田谷区では、平成二十一年、まだ私はこの当時議員ではなかったのですが、そのときの詳細な様子はわかりませんが、議事録等を見ていきますと、この松原小学校で二度にわたりノロウイルスによる集団感染で多くの児童が発症しております。そのときの感染経路が特定できず、食中毒の可能性より人から人への感染の可能性が大きいと推測されました。そのときに、区は二度と集団感染を出さないとの強い決意をされたのではないですか。そのときの教訓が生かされていれば、区民の命を守る対策をどのように行えばよいのかわかっていると思います。

今回は、運よく被害者などは出ていませんでしたけれども、マニュアルの配布や周知のみでは詰めが大変甘いです。区の保健所に区民の命を守るための徹底していく姿勢がなければ、現場にまで徹底されません。夜間、休日などの時間帯を問わず、公共施設が利用されている間は、迅速かつ適切な対応策が実施されるよう、現場対応力を強く望みます。

済みません、もう一度ここで伺います。最終的な目標は感染の予防と拡大の防止です。そのためには、現場の行動力が何よりも大切だということを私は今回実感いたしました。



ですので、その徹底をどう行うのか、もう一度お答え願いたいと思います。

◎秋山 副区長 今御質問いただきまして、公共施設で多くの人が集まるという中で、不適切な対応があったということで、大変反省をして、即動きました。私たちは今お話にあったように、松原小学校の経験もありますので、もっともっと徹底していかなくてはならないというふうに強く感じております。

施設内で嘔吐などが契機になって感染が拡大しないように、今お話にありましたように、迅速かつ適切な処理が極めて重要だというふうに思っています。特にノロウイルスは感染力も高く、徹底した注意が必要だというふうに考えておりますので、今回の事例を重く受けとめまして、改めて保健所から各施設に嘔吐の吐物の処理方法について指示をし、感染予防策の徹底を図ったところです。

今後、先ほど課長からも答弁したように、徹底して研修の実施なども含めまして、保健所と公共施設所管課のさらなる連携の強化を図りまして、ノロウイルス等の感染の予防、拡大防止に努め、区民の安全を守っていききたい、そういうふうに思っております。

◆福田妙美 委員 今副区長から突然御答弁いただきましたので、ここでもう一つつけ加えて御質問したいんですけども、この公共施設の管理というのは委託ですので、契約をされていると思います。そういった契約内容も含めて御検討を進めていただかないと、最終的には徹底が難しいんじゃないかと思いますが、これについてお答え願えますか。

◎岩本 世田谷総合支所副支所長 御指摘いただいた事例につきましては、指定管理で事業をお願いしているところでございますので、指定管理の簡単に言うと、仕様書の中でもそうした危機管理、感染症対策についても徹底をしてまいりたいというふうに考えてございます。

発達障害児・者への切れ目のない支援について

◆福田妙美 委員 ぜひとも命を守るという強い責任感で対策の徹底をよろしく願いいたします。

続きまして、発達障害者への切れ目のない支援について伺ってまいります。

発達障害のお子さんを持つお母様方から何度となく御相談を受けることがあります。それは、一度は支援の窓口につながったとしても、子どもの成長とともに置かれた環境での課題は、様子を変えて親子を悩ますということです。これはライフステージに応じて切れ目のない支援体制の構築が非常に重要です。

世田谷区では、平成二十一年四月に世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」が開設されました。平成二十三年度の相談件数を見ますと、三歳から五歳くらいの世代が全



体の三分の一を占めているのが特徴的です。早期に気づき、早期に支援につながる体制の構築がうかがえます。

ここで質問をいたします。発達障害相談・療育センター「げんき」が開設されて四月で五年が経過いたします。現在までの取り組み状況についてお聞かせください。

◎成田 障害者地域生活課長 発達障害相談・療育センター「げんき」でございますが、知的発達におくれのない発達障害児を対象に、相談支援や療育などを行う支援施設として、お話しいただきましたように、全国に先駆けまして、平成二十一年四月開設ということで、この四月で丸五年を迎えてございます。

御質問の子どもに関する相談の実績についてでございます。昨年度の実績となりますが、新規に「げんき」の来所相談を利用されたケースは、全部で四百二十二件ございました。年代別の割合といたしましては、小学校入学前のお子さんに関する相談が三五％、小学校低学年に関するものが二三％、小学校中学年が一％、小学校高学年が一六％、そして中学生、高校生が合わせて一五％といった分布になっており、小学校入学前後の保護者からの相談が特に多いといった現状でございます。

次に、主な相談の内容でございます。小学校入学前のお子さんに関する相談では、友達とうまく遊べない、一斉指示の理解が難しいなど、集団生活場面における困難さやこだわりが強い、かんしゃくを起こしやすいといった保護者の育てづらさに関する相談が多くなっております。

また、学齢期のお子さんに関する相談の内容といたしましては、対人関係のトラブルや学習面での困難さに加え、高学年以降は、学校での不適應や不登校といった相談が多く、年齢が上がるにつれ、相談内容が深刻化していく状況がございます。

こうしたことから、区といたしましては、できるだけ早期に支援につながることを重要であると考えているところでございます。

◆福田妙美 委員 今御答弁いただきまして、やはりご利用者が小学生に入る前と後、その前後が多いということで、高学年になればなるほど問題も深刻化されているということでしたが、そういったこの「げんき」でさまざまな世代をカバーするというのにはなかなか御苦労も多く、まだまだ十分な体制ではないのかもしれない。

区は第三期の障害福祉計画において、障害児の自立を目指した支援の環境づくりを主要テーマとして、配慮を要する子どもへの支援の仕組みの構築を計画として掲げています。就学後は、学校、教育委員会と福祉との連携が十分でないため、一体的な相談ができず、不安であるというお声を多くの保護者からいただきました。現在、世田谷区立の通級の情緒や言語の学級に通う児童生徒が増加していることも考えますと、ライフステージを通じた切れ目ない支援が重要になってきています。

日野市では、数年の発達支援室を経て、この春、発達支援センターが開設されます。こ



ここで切れ目ない支援のための重要な施策を情報共有の仕組みづくりとしています。関係の所管で共通用語ともなる情報共有の仕組みづくりにかしのきシートを導入、本人、保護者、関係機関との共通認識となり、情報共有することで、継続性のある支援に役立てられることを工夫しています。

ここ世田谷区にはこのようなスマイルブックというのが作成されています。各世代ごとに違うようですが、ここで質問をいたします。現在、区でのスマイルブックの活用状況をお聞かせください。

◎成田 障害者地域生活課長 スマイルブックは、発達障害など、周囲からわかりにくい発達の気になる子どもの支援のために、世田谷区が独自に策定したものでございます。言葉だけでは伝え切れない多くの情報を整理するとともに、客観的な情報として関係機関に伝え、情報の共有を図る支援ツールになっており、各総合支所の保健福祉課において、必要とする保護者へ配布しております。

障害のあるお子さんの保護者は、育てにくさから、子どもの悪い面やできないところなど、マイナス面に目を向けがちになりますが、スマイルブックを作成することにより、子どもの特徴を見詰め直すことができるため、マイナス面だけではなく、よい点や得意なこと、好きなことなど、子どものプラス面を改めて認識する機会となります。さらに、書きとどめることにより、子どもの成長記録として保管することができるため、ライフステージに応じた支援に役立てることもできます。

一人では作成が難しい保護者に対しましては、各保健福祉課に配置している心理士の資格を有する相談員、発達支援コーディネーターと申しますが、こちらが作成のサポートを行っております。

また、スマイルブックの作成や活用についての講習会を年間九回開催しており、参加者同士が意見交換などを行うなど、孤立しがちな保護者の貴重な交流の機会にもなっております。

スマイルブックは、平成二十年より配布を開始しておりますが、保護者や関係機関などの意見を反映して、平成二十四年度にリニューアルを行いました。リニューアル後の実績といたしましては、昨年度と今年度を合わせまして、約八百冊を保護者などに配布しているところでございます。

◆福田妙美 委員 スマイルブックが今八百冊ぐらい配布されているということで、多くの方の手に行き届いているのがわかりました。しかし、この担当者や所管が変わるたびに、お母様方が生い立ちからまた話すのが大変つらいというお声をよく聞くんですね。このノートが生かされるような仕組みがしっかりとやはり関係所管の中でも構築されていると大変助かるという声をいただいております。このスマイルブックが関係機関との共通認識として活用されることが必要かというふうにも考えます。



先ほど例を挙げました日野市では、このかしのきシートが福祉と教育の枠を超えた連携に活躍するように、教育委員会で既に取り入れています書類を有効活用できるような形に変えて、シートの書式の統一化を行うというようなことも行っています。例えば大学のセンター試験では、聴覚、視覚など、ほかの障害と同様に発達障害も受験特別措置の対象にもなっております。このとき関係機関が連携をとりながら積み上げてきた情報が一体化していれば、支援措置の書類作成にも大変役立つのではないかと思います。

一人の人を切れ目なく支援を行う十分な仕組みづくりが今求められています。切れ目のない支援のために、このスマイルブックが関係機関と有効なツールとして活躍し、そこにかかわる発達支援コーディネーターとの連携を今後さらに進めることが重要と考えます。福祉と教育が一体となって途切れない支援が必要です。

ここで質問をいたします。以上の点を踏まえて、福祉の立場から今後、どう取り組むのかお聞かせください。

◎成田 障害者地域生活課長 配慮が必要な子どもの支援では、障害の特性を正しく把握し、適切なかわり方や支援方法などがライフステージで途切れることなく引き継がれていくことが、子どもの生活上の困難を軽減し、発達を促すためにも重要な取り組みであると認識しています。

区では、子どものライフステージに応じて支援情報が途切れることなく引き継がれるよう、各総合支所の保健福祉課に心理職の相談員である発達支援コーディネーターを配置し、支援情報の引き継ぎや子どもにかかわる支援機関のネットワークの構築など、保護者への支援を行っております。

また、子どもの支援情報などをまとめ、記録を保管するためのスマイルブックを希望する保護者に配布し、必要に応じて発達支援コーディネーターが作成の支援を行い、就学や進級、進学などの際の情報の引き継ぎに活用しております。

こうした支援情報の引き継ぎでは、学校との連携が不可欠であることから、本年二月の校長会におきまして、区の取り組みの趣旨を説明するとともに、スマイルブックの見本を各小中学校へ送付し、学校内での周知及び活用を呼びかけました。

今後につきましては、平成二十六年度より発達支援コーディネーターの増員を予定するとともに、教育との連携を一層強化し、子どもの特性や適切なかわり方などの支援情報がライフステージを通じて引き継がれるよう、支援の充実に努めてまいります。

医療と介護の連携について

◆福田妙美 委員 ぜひともこの福祉と教育の連携の強化で、一体的で切れ目のない支援を強く強く要望して、次の質問に行きます。

次に、医療と介護の連携について伺います。



二〇一四年度の診療報酬改定では、費用がかさむ重症患者向けの病床を二年間で九万床を減らす目標を打ち出したほか、主治医制度を新設するなど在宅医療を促そうとしています。在宅で病院に劣らぬケアを受けられるよう、身近な診療所や中小病院の医師が、糖尿病などの治療や健康管理をする主治医制度です。

実際に在宅医療の実現には、医療のみならず、介護保険サービスや地域のさまざまな団体などとの連携が不可欠となります。この連携の重要な役割を果たすのがケアマネジャーです。

昨年十一月の区内の介護認定者数は三万五千四百六十七人、区内ケアマネジャー数は、おおよそですが、六百名、単純に計算をして一人のケアマネジャーが約六十人近い介護認定者を担当しているイメージです。今後、ますます高齢者の増加とともに在宅療養への大きな流れの中で、医療や介護などの必要なサービスとの連携にケアマネジャーのウエートは大変大きくなります。しかし、医療現場出身でないこともあり、医師との連携などには苦勞も多いということです。

ここで質問をいたします。今後、重症患者の病床も減少する中で、在宅医療に要求されるレベルも高くなります。ケアマネジャーにも日進月歩のこの医療分野の継続的な研修でサポートをすることは重要です。今後のこの医療の部分だけで結構ですので、医療の部分のこの研修の内容の検討と参加層の拡大などの工夫もあればお聞かせください。

◎伊藤 計画調整課長 区ではケアマネジャーが医療と福祉の連携の調整役であるということから、平成二十年度からケアマネジャーを対象として、医療との連携に必要な医療知識等の在宅医療研修を実施してございます。

本研修につきましては、過去の研修会でのアンケートなどを参考に、基本的な疾患や病状、口腔ケア、栄養、薬の知識など、医科、歯科、薬科に関するテーマを設定し、年四回実施しているところでございます。

世田谷区では、ケアマネジャーの入れかわりが多く、特に新任の方は医療との連携に非常に苦慮されていると伺っておりますので、本研修により多くのケアマネジャーの方に参加していただき、医療と福祉の連携を推進していく必要があると考えております。

区といたしましては、今後、ケアマネジャーの職能団体や在宅医療にかかわる医師等からの御意見をもとに、一層ニーズに沿ったテーマの設定を行うとともに、他の研修やイベント等の日程調整を図るなど、ケアマネジャーが参加しやすい環境整備を行うほか、職能団体と連携したPRを行うなど、参加者の増加に取り組んでまいりたいと存じます。

◆福田妙美 委員 どうもありがとうございました。ぜひともよろしく願いいたします。

現在、この医療と介護の連携を円滑に進めていく上で、地味かもしれませんが、やはりこの顔を合わせたいろんな職種の方との情報交換の場というのが大変重要かというふうに思っております。現在も行っているということですが、今後、さらにこのよ



うな場を地域包括ケアシステムの構築も含めて充実した内容での開催を求めますが、区の見解をお聞かせください。

◎小堀 介護予防・地域支援課長 委員お話しのとおり、医療と福祉や介護の連携を進めていくためには、日ごろからかかりつけ医やケアマネジャーなどが顔の見える環境をつくり、必要なときに互いに連絡や相談ができるということが大変重要だと認識してございます。

あんしんすこやかセンターでは、ケアマネジャーやかかりつけ医等、地域における多くの職種や関係機関の連携を進めていく観点から、地区包括ケア会議を活用いたしまして、ケアマネジャーやかかりつけ医、その他の地域の医療や介護、福祉の関係者による情報交換や事例検討などを行い、互いの顔の見える関係づくりを推進しております。

区といたしましては、今後、あんしんすこやかセンターにおけるこのような取り組みをさらに進め、地域の多職種や関係機関との間で、情報や社会資源等の共有に加えまして、地域の課題共有や課題解決に向けた検討等にもこれから取り組んでいきたいと考えております。

電話相談センター周知について

◆福田妙美 委員 最後に、この在宅医療を支える陰の存在ではあるかもしれませんが、現在、世田谷区では平成十九年度から開設されました在宅医療の電話相談センターというのがありますけれども、現在は、開設当初よりも少しずつ御利用者数が減少している傾向ではありますが、今後、この在宅医療を支えるためには、大変大きな力となっていくと思えます。ですので、この電話相談センターの支援力をさらに充実させ、また、この電話相談センターのことを御存じでない方も多いため、またその周知についてもお聞かせください。

◎伊藤 計画調整課長 区では、平成十九年度より、主に高齢者を対象に、在宅療養や入院先等の相談に対応する在宅医療電話相談センターを運営し、社会福祉士と看護師が相談業務に従事しているところです。

在宅医療電話相談センターのPRにつきましては、「区のおしらせ」、便利帳、ホームページ、広報板や世田谷線駅でのポスターの掲示のほか、イベントでのチラシの配布などを行っているところです。

今後は、より多くの区民の方に電話相談センターを利用していただくため、民生委員の方々や高齢者クラブ等、高齢者にかかわりのある方々や多くの区民が入院している近隣区市の医療機関などにもPRをし、電話相談センターを広く知って活用していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

平成 26 年 3 月 予算特別委員会 質問 福田妙美
平成 26 年 3 月 14 日



また、相談員につきましては、医療の専門性を高める研修への参加などにより、電話相談センターでの相談の質の向上を図っているところです。今後は、相談員があんしんすこやかセンターなどの会議などへ参加する中で、相談ニーズの把握に努めるとともに、医療機関等への訪問などにより、在宅医療に関する情報を収集、活用して、相談の充実を図ってまいりたいと存じます。

◆福田妙美 委員 以上で私からの質問を終わります。岡本委員にかわります。